

令和元年度 第1回とよなか都市創造研究所運営委員会

議事次第

日時：令和元年（2019年）6月7日（金）

午後6時～

場所：生活情報センターくらしかん 3階 体験学習室

1. 開会

2. 挨拶

3. 案件

- 1) 委員長及び副委員長の選出について
- 2) 平成30年度（2018年度）事業報告について
- 3) 令和元年度（2019年度）事業計画（修正案）について
- 4) 令和元年度（2019年度）調査研究について
- 5) 令和元年度（2019年度）機関誌について
- 6) とよなか地域創生塾について
- 7) その他

4. 閉会

(資料)

- 【資料1】 とよなか都市創造研究所運営委員会規則・委員名簿
- 【資料2】 とよなか都市創造研究所運営委員会の公開について
- 【資料3】 平成30年度（2018年度）事業報告について
- 【資料4】 令和元年度（2019年度）事業計画（修正案）について
- 【資料5】 令和元年度（2019年度）調査研究について
- 【資料6】 機関誌「TOYONAKA ビジョン 22 vol.23」について
- 【資料7】 とよなか地域創生塾の概要

とよなか都市創造研究所運営委員会規則・委員名簿

○とよなか都市創造研究所運営委員会規則

平成24年9月28日

規則第119号

改正 平成27年8月17日規則第105号

平成31年3月22日規則第33号

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和28年豊中市条例第38号)第2条の規定に基づき、とよなか都市創造研究所運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、都市政策に関する調査及び研究計画の策定等について調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 市長が特に必要と認める者

3 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第2項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市経営部とよなか都市創造研究所において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にとよなか都市創造研究所設置規則(平成19年豊中市規則第4号)に基づき設置されたとよなか都市創造研究所運営委員会の委員である者(市の職員のうちから任命された者を除く。)は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に第3条第2項及び第3項の規定により委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
- 3 この規則の施行の際、現にとよなか都市創造研究所設置規則に基づき定められたとよなか都市創造研究所運営委員会の委員長及び副委員長である者は、それぞれ、施行日に第5条第2項の規定により委員会の委員長及び副委員長として定められたものとみなす。
- 4 委員長及び副委員長に事故がある場合その他委員長の職務を行う者がいない場合における委員会の招集及び委員長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。
- 5 平成27年9月1日に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定

にかかわらず，平成29年5月31日までとする。

附 則(平成27年8月17日規則第105号)

この規則は，平成27年9月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日規則第33号抄)

10 この規則は，平成31年4月1日から施行する。

○委員名簿

区 分	フリ ガナ 氏 名	役 職 等
学識経験者	アカオ カツミ 赤尾 勝己	関西大学文学部 教授
学識経験者	イシカワ ノリコ 石川 路子	甲南大学経済学部 教授
学識経験者	コエヅカ ヒロシ 肥塚 浩	立命館大学大学院 経営管理研究科 教授
学識経験者	ムネノ タカトシ 宗野 隆俊	滋賀大学経済学部 教授
市民	テラダ ミキ 寺田 美樹	市民（豊中市在住）
市民	ヨシナリ ジュン 吉成 純	市民（豊中市在住）

○審議会等の会議の公開の実施に関する要領

(平成13年10月 1日 施行)

第1 目的

この要領は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）23条の規定に基づく審議会等の会議の公開の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 公開、非公開の決定

- 1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。
- 2 審議会等は、会議の公開、非公開を決定するときは、原則として、当該決定後に開催するすべての会議について、一括して決定するものとする。この場合において、条例第7条各号に掲げるいずれかの情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議等を行う会議（その一部において非公開情報に関し審議等を行う場合を含む。）に限り非公開とする旨の決定を行うことができる。
- 3 審議会等は、個々の会議において審議等を行う情報が非公開情報に該当するか否かの決定権限を、あらかじめ当該審議会等の長（部会等にあつては、部会等の長）に委任することができるものとする。
- 4 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。
- 5 審議会等は、その所掌事項に変更があつた場合又は社会情勢に変化等があつた場合は、適宜会議の公開、非公開について見直しを行うものとする。

第3 公開の方法等

- 1 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 審議会等は、公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、公正かつ円滑な審議等が阻害されるおそれがあると認めるときは、モニターテレビによる傍聴ができる場所に傍聴席を設けることができる。
- 3 審議会等は、公開で行う会議については、当該会議の会議次第を傍聴者に配付するものとする。
- 4 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

第4 会議開催の周知

審議会等は、公開で行う会議の開催の周知を図るため、会議の開催日の1週間前まで

に、次の事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第1号）を市政情報コーナー及び当該審議会等の事務局で市民等の閲覧に供するとともに、広報誌等の活用に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 傍聴者の定員
- (4) 傍聴手続
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他必要な事項

第5 情報の提供

1 審議会等は、会議を開催したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録（様式第2号）を作成するものとする。ただし、非公開情報に係る事項については、記載しないものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 公開の可否
- (4) 公開した場合は、傍聴者数
- (5) 公開しなかった場合（会議の一部について公開しなかった場合を含む。）は、その理由
- (6) 出席者
- (7) 議題
- (8) 審議等の概要（主な発言要旨）
- (9) 事務局

2 審議会等は、1の会議録及びこれに係る会議資料を市政情報コーナーにおいて市民等の閲覧に供するものとする。ただし、非公開で行った会議に係る会議資料（その一部を非公開で行った会議にあつてはその部分に係る会議資料）については、この限りでない。

3 市長は、審議会等の名称、所掌事項等の一覧表を作成し、市政情報コーナーにおいて、市民等の閲覧に供するものとする。

4 市長は、毎年度1回会議の公開の状況を取りまとめ、公表するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、審議会等の会議の公開の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年6月1日策定）によりなされた手続その他の行為は、この要領によってなされたものとみなす。

○とよなか都市創造研究所運営委員会の会議傍聴要領

実施 平成23年 7月1日

改正 平成24年10月1日

1 目的

この要領は、とよなか都市創造研究所運営委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 傍聴定員

会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）の定員は、5人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

3 傍聴手続き

- (1) 傍聴者は、受付で所定の用紙に氏名及び住所を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開始時刻の30分前から先着順に行うものとする。ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときは、抽選により傍聴者を決定する。

4 傍聴できない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 旗、のぼり、プラカード類を携帯している者
- (4) 前3号に掲げる者の他、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

5 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号の定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となる行為をしないこと。

6 撮影、録音等の禁止

傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。

7 係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

8 違反に対する措置

会長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこの要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わないときは当該傍聴者を退場させることができる。

9 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成24年10月1日から実施する。

2 この要領の実施の際、現にとよなか都市創造研究所設置規則（平成19年豊中市規則第4号）に基づき設置されたとよなか都市創造研究所運営委員会の会議（平成23年6月10日平成23年度第1回会議）での審議を受けて実施したこの要領は、とよなか都市創造研究所運営委員会規則（以下この項「規則」という。）附則第2項及び第3項の規定に基づき、規則施行の日に規則第8条の規定により委員長が定めたものとみなす。

平成 30 年度（2018 年度）事業報告について

I. 調査研究活動

○調査研究

- 1) 基幹研究 「豊中市の単身世帯の生活に関する調査研究 I」
- 2) 基礎研究 「豊中市の地域自治組織に関する調査研究」
- 3) 基礎研究 「とよなか都市創造研究所の活動検証と自治体シンクタンクのあり方に関する調査研究（中間報告）」

○自治体交流会等

- ・関西・自治体シンクタンク情報交流会（堺市）参加：1 人
- ・自治体シンクタンク研究交流会議（栃木県宇都宮市）参加：3 人

II. データバンク

○資料の収集

種類	冊数
市政資料	202 冊
書籍	19 冊
雑誌	106 冊
シンクタンク刊行物	91 冊
計	418 冊

III. 普及啓発事業

- 1) 機関誌「TOYONAKA ビジョン 22 Vol. 22」の発行

- 【特集テーマ】 持続可能な地域共生社会
- 【トピックス】 まちづくりとしての地域包括ケアシステム
- 【発行部数】 300 冊

- 2) 調査研究報告

- ・調査研究報告書の発行

「豊中市の単身世帯の生活に関する調査研究 I」：280 冊

「豊中市の地域自治組織に関する調査研究」：280 冊

「とよなか都市創造研究所の活動検証と自治体シンクタンクのあり方に関する調査研究（中間報告）」：150 冊

・調査研究報告会の実施

【日 時】 令和元年（2019年）5月31日（金）※ 同内容で2回実施

①午前9時30分～午後0時

②午後2時30分～午後5時

【場 所】 市役所別館3階 研修室

【内 容】 平成30年度調査研究（3テーマ）と「とよなか地域創生塾」活動概要の報告会

【参加人数】 110人

IV. 人材育成

○とよなか地域創生塾

・受講生：23人

・講座開催回数：20回（うち一般参加可の公開講座5回）

・修了者（15回以上の参加者）：15人

○大学インターンシップ生の受入れ

【受入人数】 1人

【受入期間】 10日間

V. とよなか都市創造研究所運営委員会

○委員 5人

○開催内容

回	日程	案件
第1回	平成30年 (2018年) 6月24日	1. 委員長及び副委員長の選出について 2. 平成29年度（2017年度）事業報告について 3. 平成30年度（2018年度）調査研究について 4. 平成30年度（2018年度）機関誌について 5. とよなか地域創生塾について

第2回	平成30年 (2018年) 10月31日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第1回運営委員会のふりかえり 2. 平成30年度(2018年度)調査研究について(中間報告) 3. 平成30年度(2018年度)機関誌について(中間報告) 4. 平成30年度(2018年度)とよなか地域創生塾について(中間報告) 5. 平成31年度(2019年度)事業計画(案)について
第3回	平成31年 (2019年) 2月13日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第2回運営委員会のふりかえり 2. 平成30年度(2018年度)調査研究について(報告) 3. 平成30年度(2018年度)とよなか地域創生塾について(報告) 4. 平成31年度(2019年度)事業計画(案)について

令和元年度 事業計画（修正案）

とよなか都市創造研究所

目 次

	ページ
第1章 とよなか都市創造研究所の機能及び組織体制	3
第1節 機能	
第2節 組織体制	
第2章 令和元年度 調査研究方針及び機能別事業体系	5
第1節 調査研究方針	
第2節 機能別事業体系	
第3章 令和元年度 事業計画	7
第1節 調査研究事業	
第2節 データバンク事業	
第3節 普及啓発事業	
第4節 人材育成事業	
第5節 その他事業	

第1章 とよなか都市創造研究所の機能及び組織体制

第1節 機能

とよなか都市創造研究所は、中長期的視点に立った都市政策に関する調査及び研究を実施する組織であるから、当研究所に期待される主たる機能は「調査研究機能」である。

また、その成果や研究ノウハウをもって関係部局の政策立案を支援し、組織の政策形成能力に寄与しようとすることから、主たる機能を補完するその他機能を持つことが必要である。

(1) 調査研究機能

市の持続的な発展と計画的な市政の推進に資するため、市を取り巻く社会経済環境の変動を見据えながら、中長期的視点に立った都市政策に関する調査及び研究を行う。

(2) データバンク機能

豊中市政資料やまちづくり・行政経営など都市政策全般に関わる様々な文献、データ、関係機関の資料などを収集・整理し、必要に応じて関係部局や市民に提供することにより調査研究の環境を整備する。

また、この機能の発揮により、市職員の政策形成能力の向上や、市民のまちづくりに対する意識の醸成にも貢献できることから、普及啓発機能及び人材育成機能をも補完する。

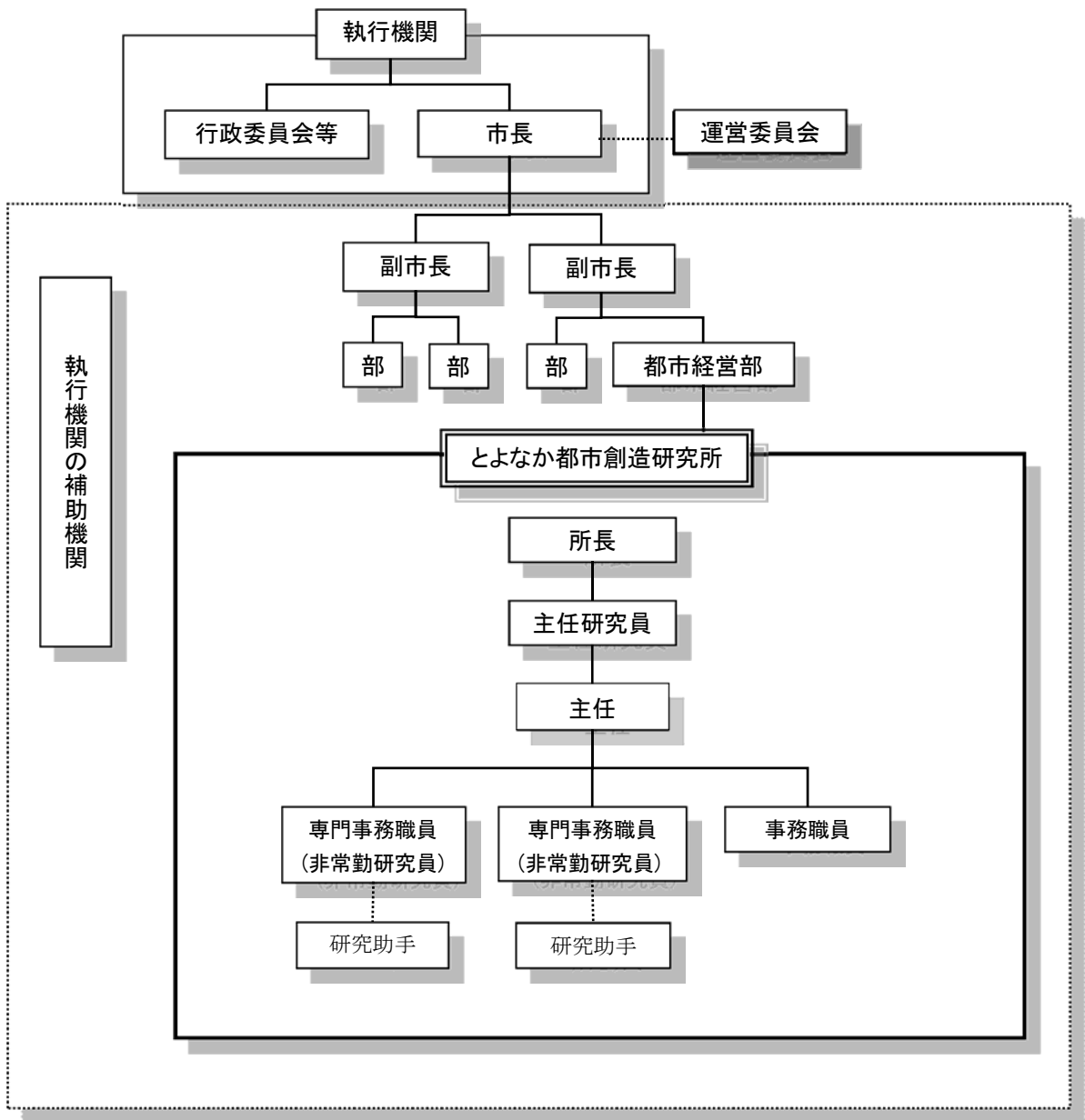
(3) 普及啓発機能

調査研究の成果や都市政策に関するデータや情報を刊行物やホームページなどを通じて発信、提供することにより、都市に関する問題や市の抱える課題等について市民や職員の認識を深めることにより、市職員の政策形成能力の向上や市民のまちづくりに対する意識の醸成を図るとともに、市行政の運営や調査研究活動そのものに対する理解と協力を普及啓発する。

(4) 人材育成機能

調査研究への取り組みを通して、職員の政策形成能力の向上や、地域課題の解決を実践する人材の育成を図る。

第2節 組織体制



とよなか都市創造研究所は、市の執行機関である市長を補助する機関で、所長1名、主任研究員1名、主任（再任用職員）1名、専門事務職員（非常勤研究員）2名、事務職員（非常勤）1名の計6名で構成されている。また、必要に応じて各専門事務職員に研究助手（臨時職員）を配置する。

第2章 令和元年度 調査研究方針及び機能別事業体系

第1節 調査研究方針

- (1) 市の持続的な発展と計画的な市政の推進に資することを目的に、中長期的な視点に立った都市政策に関する調査及び研究を行う。
- (2) 自治体としての自律性を高め、政策形成能力の向上に寄与しうる調査及び研究を行う。
- (3) 本市にあって未だ取り組むべき政策課題にはなり得ていないが、今後行政として何らかの対応を要する事項について調査及び研究を行う。
- (4) 調査及び研究に関する事項については、市各部関係者並びに運営委員会の助言等を参考に検討のうえ決定する。
- (5) 調査及び研究は、本市のまちづくり全体の考え方や方向性に影響を及ぼす事項に関する「基礎研究」と、具体的な事案のうち関係部局の政策形成に関する事項を対象とした「基幹研究」により実施する。
- (6) データバンク機能、普及啓発機能及び人材育成機能を効率よく効果的に発揮させることにより、主たる機能である調査研究機能を充実させる。
- (7) 調査及び研究の成果は、行政関係者のみならず市民、関係諸機関・団体等（以下「関係者等」という。）に広く公表し、都市政策に関する問題意識を喚起する。

第2節 機能別事業体系

調査研究機能

○調査研究事業

- ・基礎研究、基幹研究

○その他

- ・大学連携（調査研究活動の専門性・客観性の向上に活用）

(補完)



データベース機能

○データベース事業

- ・市政資料の収集・整理
- ・都市政策関連資料の収集・整理

普及啓発機能

○普及啓発事業

- ・機関誌“TOYONAKA ビジョン 22”の発行
- ・研究成果の公表
(調査研究報告書の発行, 研究報告会の開催, 広報媒体による成果PR)
- ・研究所ホームページ
(関連情報の提供)

人材育成機能

○人材育成事業

- ・研究員配置（職員の政策形成能力の醸成）
- ・人事課との連携（グループ研究を支援）
- ・インターンシップの受入（大学生の受入）
- ・地域課題の解決を实践する人材の育成（「とよなか地域創生塾」の運営）

第3章 令和元年度 事業計画

第1節 調査研究事業

(1) 調査研究事業

市の持続的な発展と計画的な市政の推進に資するため、市を取り巻く社会経済環境の変動を見据えながら、中長期的視点に立った都市政策に関する調査及び研究を行い、その成果を関係部局に提供することで組織に還元する。

① 基幹研究

未だ行政上の問題や課題は顕在化していないが、今後関係部局において政策形成過程において何らかの対応を要する事項に関する調査研究

○テーマ「豊中市の単身世帯の生活に関する調査研究Ⅱ」(平成30・令和元年度)

近年、全国的に壮年期の単身世帯の増加が指摘されており、豊中市でもほぼ同水準で見られる。世帯形成は個人の自由の範疇ではあるものの、単身者は高齢期に生活リスクを抱えやすいことも指摘されている。そこで、今後の予測と対応に向け、壮年期の単身世帯の生活の現状や展望などを明らかにする。2年目はインタビュー調査を中心に、1年目の結果を深掘りする。

② 基礎研究

中長期的な視点から、本市のまちづくり全体の考え方や方向性に影響を及ぼす事項並びに研究所の機能及び役割に関する調査研究

○テーマ「豊中市に住む女性の就労に関する調査研究」(令和元年度)

男女雇用機会均等法の施行から30年以上が経過し、女性の雇用環境は大きく変わっている。男性の労働力率は下がり続けるなかで、女性の労働に対する期待が高まっているが、男女を比較すると、家事分担においては、いまだ女性が中心であり、また育児や介護も女性の負担が大きい。このような背景から、育児や介護が女性の就労にどのような影響を与えているか等に関する調査研究を行う。

○テーマ「政策形成における自治体シンクタンクの役割に関する調査研究—とよなか都市創造研究所の事例を中心に—」(平成30・令和元年度)

とよなか都市創造研究所は2007年に豊中市が設置した自治体シンクタンクである。前身の豊中市政研究所の設立から23年目となる今、「本研究所の調査研究が豊中市の政策に反映されてきたか」という問題意識のもと、本研究所のこれまでの活動を検証し、今後の政策形成において果たすべき役割を検討する。

第2節 データバンク事業

(1) データバンク事業

豊中市政資料やまちづくり・行政経営など都市政策全般に関わる様々な文献、データ、関係機関の資料などを収集・整理し、必要に応じて関係部局や市民に提供することにより調査研究の環境を整備する。また、この事業の実施により、市職員の政策形成能力の向上や、市民のまちづくりに対する意識の醸成にも貢献できることから、普及啓発事業や人材育成事業をも補完する。

(令和元年度事業計画)

調査研究データの収集・蓄積を行うほか、都市政策に関する図書、論文、資料、市政資料等の収集を行い、必要に応じて職員や市民の閲覧に供することができるよう整理する。

第3節 普及啓発事業

(事業目的)

調査研究の成果や都市政策に関するデータや情報を刊行物やホームページなどを通じて発信、提供することにより、都市に関する問題や市の抱える課題等について市民や職員の認識を深めることを通じて、市職員の政策形成能力の向上や市民のまちづくりに対する意識の醸成を図るとともに、市行政の運営や調査研究活動そのものに対する理解と協力を普及啓発する事業である。

(令和元年度事業計画)

(1) 機関誌の発行

都市政策に関する情報誌“TOYONAKA ビジョン 22”を継続発行する。

発行回数は原則年1回とし、主題を決定のうえ、編集企画を行い、年度内に発行する。なお、発行にあたっては、都市政策に関心を有する関係者等に広く公表するほか、希望者に有料（実費程度）で頒布する。

(2) 調査研究成果の公表

調査研究事業の最終到達目標は、市の政策への反映である。その研究成果については、政策立案に関与する市職員や都市政策に関心を有する関係者等に以下のとおり広く公表する。

① 調査研究報告書の発行

1テーマにつき1冊の調査研究報告書を担当する研究員が執筆し、研究所が発

行する。年度末に発行することとし、都市政策に関心を有する関係者等に広く公表するほか、機関誌同様有料（実費程度）で頒布する。

② 研究報告会の開催

調査研究成果を報告書にまとめると同時に、その内容につき報告会を開催する。報告会の形式は、その内容を一方的に伝達する講演会やセミナー形式、問題を多面的に捉えるシンポジウム形式、問題や課題の所在について体験的に気づきを得るワークショップ形式など、その時々々の調査研究テーマや成果内容により適宜選択のうえ実施する。

また、必要に応じ、職員研修などの職員啓発の場を利用して職員への情報提供と意識啓発を行う。

③ 広報媒体による成果のPR

調査研究成果の内容や、報告書の発行、研究報告会の開催など調査研究成果につながる情報は、広報誌「広報とよなか」のほか、市のホームページ、ケーブルテレビなど市の広報媒体を有効活用し、多方面から不特定多数の職員・市民に向けPRする。

（3）研究所ホームページによる情報の発信

研究所の調査研究成果の概要、普及啓発事業の実績、所蔵している書籍・雑誌・シンクタンク刊行物等の一覧などの情報を常時提供することにより、市職員の政策形成能力の向上や、市民のまちづくりに対する意識の醸成を図るため、適宜情報の更新を行う。

第4節 人材育成事業

（事業目的）

調査研究への取組みを通して職員の政策形成能力の向上や、地域課題の解決を实践する人材の育成を図ろうとする事業である。

（令和元年度事業計画）

（1）職員参加型の体制づくり

調査研究成果がより市の政策に反映されるよう、研究過程の段階において、関係する部局職員との意見交換を行える体制を整備し、調査研究にあたる。

（2）人事課との連携

市の人材育成機関である人事課と連携し、人事課主催のグループ研究について、関係情報や調査研究手法の提供などを通じて支援することにより職員の政策形成能力の向上に貢献する。

(3) 大学インターンシップの受入

インターンシップは、学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある職業体験を行える制度である。

当研究所での職場体験を通して行政運営の一端に触れ、行政に対する理解が深まり、行政職員を志す学生が増えるよう、この制度に基づく職場実習生を引続き受け入れる。

(4) とよなか地域創生塾の運營業務

(とよなか地域創生塾の性格と役割)

とよなか地域創生塾は、地域課題の解決を実践する人材育成を目的に、学習と実践のプログラムを提供する学びの場として、平成29年5月に開校した。

令和元年度は、第3期として引き続き事業を継続するとともに、これまでの事業内容を振り返って見直しを行い、次年度以降の事業計画を立てる。

当研究所は、とよなか地域創生塾の業務を受託する団体との調整業務を行うとともに、運營業務を行う。

第5節 その他事業

基本的には上記4事業のいずれにも属さないが、研究所が調査研究機能を発揮させるうえで欠くことのできない諮問機関となっている運営委員会の開催のほか、留意すべきその他の事業は次のとおりである。

(1) 運営委員会の事務局業務

(運営委員会の性格と役割)

運営委員会は、とよなか都市創造研究所に設置された諮問機関で、学識経験者・市民・市長が特に必要とする者ら6名以内の委員で構成され、「市長の諮問に応じて、都市政策に関する調査及び研究計画の策定等について調査審議し、その意見を答申」する。(運営委員会規則第2条)

(令和元年度開催計画)

年3回程度開催し、調査研究等について調査審議する。(以下例示)

- ・研究所で調査及び研究すべき都市政策に関する事項について
- ・調査研究機能及びその他機能の発揮のさせ方について
- ・次年度の都市政策に関する調査及び研究計画の策定について
- ・調査研究活動の進め方について

(2) 大学連携の活用

(大学連携の意義と締結実績)

本市は文化、教育、環境、医療などさまざまな分野にわたる連携協力を進め、人的な交流促進や、共同による研究や事業などに取り組むため以下のとおり大学との間で包括協定を締結している。

- ・大阪大学と豊中市との連携協力に関する包括協定（平成19年2月27日締結）
- ・千里金蘭大学と豊中市との連携協力に関する包括協定
（平成19年8月6日締結）
- ・武庫川女子大学・同大学短期大学部との連携協力に関する包括協定
（平成20年2月29日締結）
- ・大阪音楽大学・同短期大学部との連携協力に関する包括協定
（平成23年12月9日締結）
- ・大阪成蹊大学・同短期大学との連携協力に関する包括協定
（平成25年5月16日締結）

(研究所における大学連携と活用)

当研究所では、大阪大学との包括協定に基づく連携として、同大学院工学研究科と覚書を交わし、平成19年度には公共施設の有効利活用に向けた共同研究に取り組んだ。

令和元年度の調査研究を実施するにあたり、よりよい成果を得ることができるよう必要に応じて大学連携を効果的に活用していく。

豊中市の単身世帯の生活に関する調査研究Ⅱ

1. 背景・目的

現在、単身世帯（ひとり暮らしの世帯）は増加傾向にあり、今後もその傾向が継続すると見込まれている。未婚率の上昇に伴う壮年期（30～50歳代）の単身世帯（あるいは未婚で親と同居している潜在的な単身世帯）の増加も見られ、家族の支え合いに依拠することが困難な単身高齢者が、これまで以上に増える将来が予期される。

そこで、本調査研究では、壮年単身世帯に焦点をあて、彼ら・彼女らの現在の生活や、老後の展望などを明らかにする。そのことを通じて、今後どのような課題が生じる可能性があるのか、課題に対してどのような対応が政策的に求められるのかを検討し、今後の地域政策の基礎資料としたい。

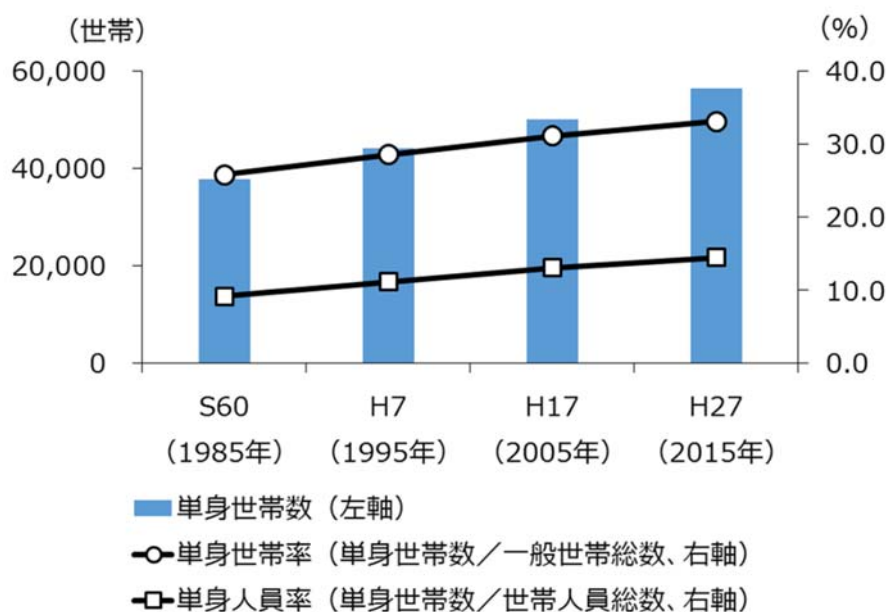
2. 昨年度の調査研究結果の概要

調査研究の1年目だった平成30年度（2018年度）は、国勢調査の分析や質問紙調査などの量的アプローチを通じて、単身世帯の概況を浮き彫りにした。

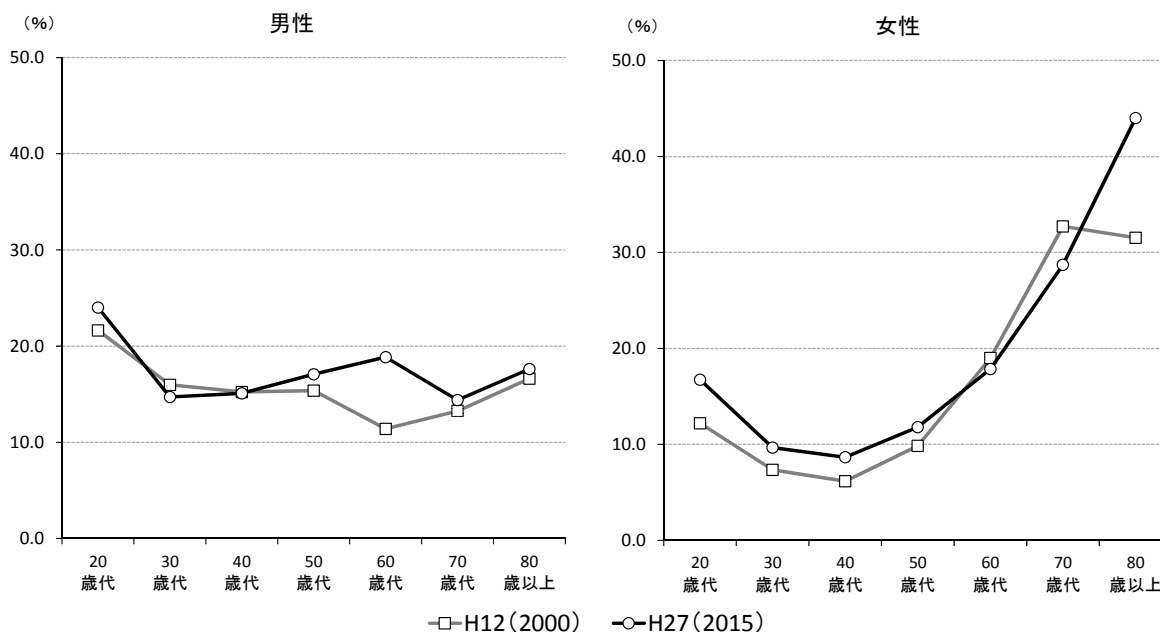
(1) 豊中市の単身世帯の量的動向

- ・豊中市の単身世帯は増加傾向にあり、平成27年（2015年）時点でおおよそ7人に1人、3世帯に1世帯が単身世帯（図表1）。
- ・過去15年で、女性の単身者率は壮年期で上昇傾向。男性の単身者率は壮年期で抑制的（図表2）。

【図表1】豊中市の単身世帯の推移（S60～H27 国勢調査）



【図表 2】豊中市の単身率の性別・年齢別の推移（H12~27 国勢調査）



(2) 壮年期の単身世帯の生活リスク

壮年期の豊中市民を対象とした質問紙調査を実施し、単身世帯の生活リスクを分析した¹。

問い1：壮年期の単身世帯は他の世帯構成より生活リスクは高いのか？

- ・ 壮年期の単身世帯は生活困窮（図表 3）、健康、孤立、老後（図表 4）の面から見て、生活リスクが高くなる傾向がある。

問い2：壮年期の単身世帯のうち、どのようなケースに生活リスクが集中する傾向にあるのか？

- ・ 壮年期の単身世帯の中でも、特に男性に生活リスクが集中する傾向にある（図表 5）。
- ・ 性別以外では、低所得・低学歴の単身世帯に生活リスクが集中する傾向にある。

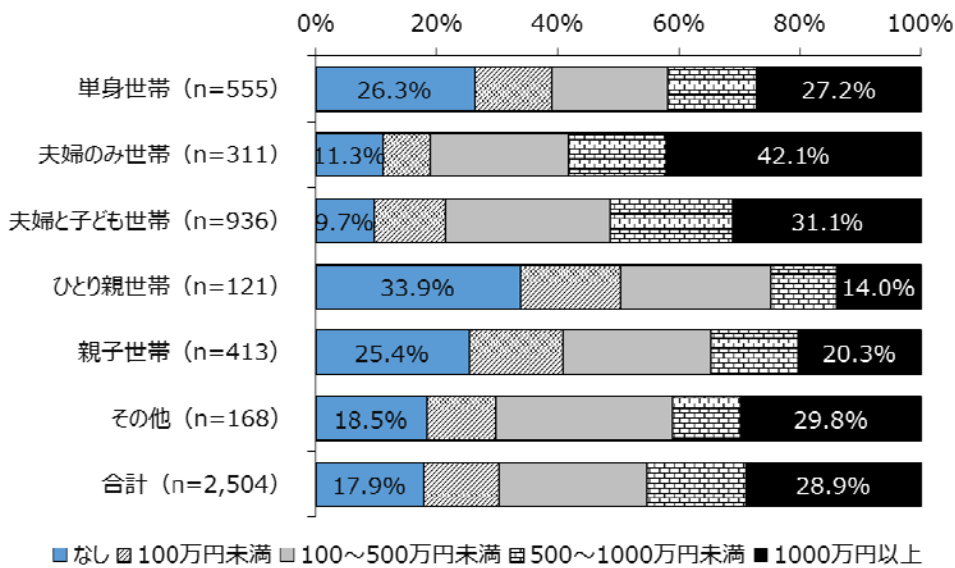
問い3：現時点で生活リスクを多く抱える壮年期の単身世帯は、どのような老後を送る可能性があるか？

- ・ 壮年期の単身世帯が、多重リスク層²に該当する傾向にある（図表 6）。
- ・ 多重リスク層に該当する壮年単身世帯は、老後に予期される生活リスクも高じる傾向にある。

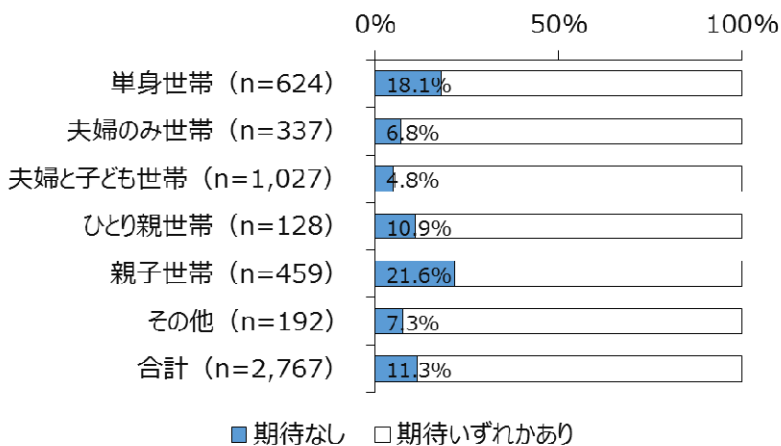
¹ 分析は2段階に分けて実施した。第1に、クロス集計や平均の比較による「基礎分析」。第2に、ロジスティック回帰分析による「詳細分析」。詳細分析は、世帯構成ごとの性別や年齢などの属性の偏りによる影響を除外し、単身世帯と生活リスクの関連をより正確に把握するために実施したものである。今回は「基礎分析」の結果のみを報告するが、報告結果はすべて「詳細分析」により単身世帯と生活リスクの間に関連があることが統計的に確認できている。なお、分析にあたり各質問の無回答は欠損値として除外している。

² 今回の分析では、所得（経済困窮度）、暮らし向き、主観的健康、精神的健康、1週間あたりの会話人数、困った時のサポート源の6つの指標のうち、3つ以上で高リスクと認められたケースを「多重リスク層」とした。

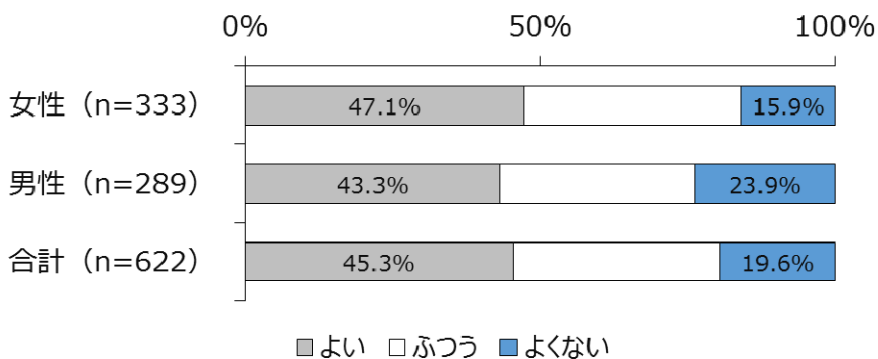
【図表 3】世帯×金融資産（貯蓄・株式など）



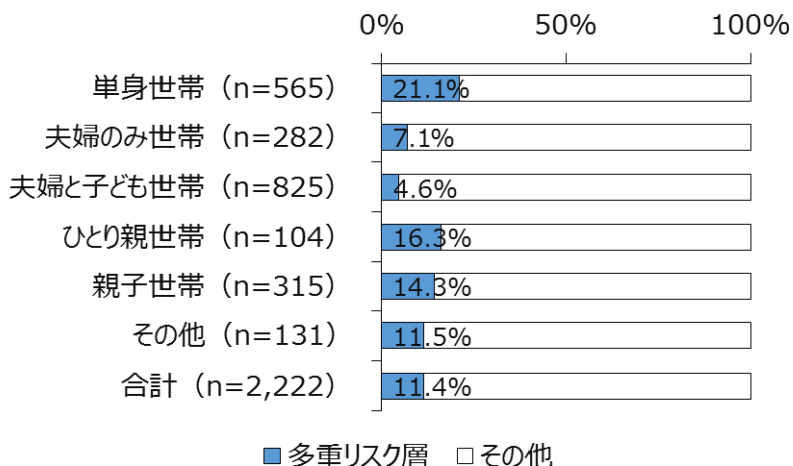
【図表 4】世帯×老後の介護への期待



【図表 5】性別×主観的健康感（単身世帯のみ）



【図表 6】世帯×多重リスク層



3. 昨年度の課題と本年度の問い

昨年度の調査研究で残された課題は次の3つ。

①単身世帯のライフコースと生活リスクの関連の把握

どのようなライフコースの中で単身世帯が形成されたのかを把握していないため、ライフコースの違いによる生活リスクの差を検討することができなかった。

②単身世帯の形成と社会経済的制約の関係について

単発の質問紙調査では因果関係の把握が十分できなかったため、所得・学歴などの面での社会経済的制約が、単身世帯の形成とどのように関係しているのかが判然としなかった。

③単身者自身による単身生活の認識について

単身世帯が抱える生活リスクを客観的に捉えることに努めたため、単身生活の合理的な側面、ポジティブな側面、単身者自身の生活リスクの認識を浮き彫りにすることができなかった。

そこで本年度は、インタビュー調査に基づいて以下の問いを検討する（図表 7）。

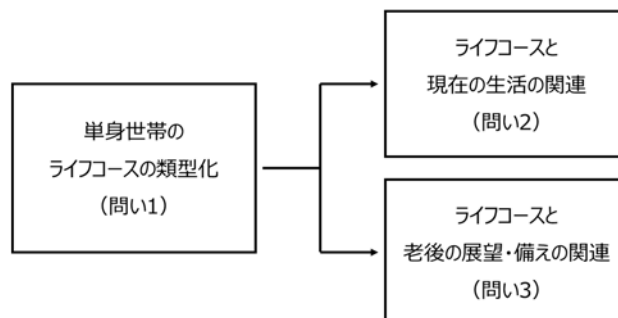
上記の課題①を問1～3に分け、それぞれについて②③の観点を交えながら分析する。

問い1：壮年期の単身者はどのような世帯形成の経緯（＝ライフコース）をたどってきたのか。

問い2：壮年期の単身者は現在どのような生活を送っているのか。現在の生活とライフコースは、どのように関連しているのか。

問い3：壮年期の単身世帯はどのような老後
を展望し、備えているのか。老後
の生活への展望・備えとライフコ
ースは、どのように関連している
のか。

【図表 7】想定される分析の流れ



4. インタビュー調査の方法

インタビュー調査の概要は次の通り。

- ・対象：豊中市在住の壮年期（30～50歳代）の単身者
住民基本台帳から壮年単身者 1,000 人を無作為抽出し、インタビュー依頼を郵送
- ・人数：およそ 30 人を想定（目標値）
協力者多数の場合は、性別・年齢・地域などをふまえ選出
- ・方法：1 時間程度の半構造化インタビュー³

インタビューは、①参加者にその場で簡易なアンケートに答えてもらい、②回答をふまえてさらに詳しくたずねる形でインタビューを行う、という流れを想定。

簡易アンケートの構成（案）は次の通り。

- | |
|---|
| 問1 現在、どのようなお仕事をされていますか。（複数ある場合はすべて） |
| 問2 総合的にみて、ご自身の現在の生活にどの程度満足していますか。（○は1つだけ）
1. 満足 2. まあ満足 3. どちらともいえない 4. 少し不満 5. 不満 |
| 問3 現在のご自身の暮らし向きについて、どのように感じていますか。（○は1つだけ）
1. 大変ゆとりがある 2. ややゆとりがある 3. どちらともいえない
4. やや苦しい 5. 大変苦しい |
| 問4 全般的に、ご自身の現在の健康状態はいかがですか。（○は1つだけ）
1. よい 2. まあよい 3. ふつう 4. あまりよくない 5. よくない |
| 問5 あなたはひとり暮らしに寂しさを感じることがありますか。（○は1つだけ）
1. 全くない 2. ほとんどない 3. どちらともいえない
4. ときどきある 5. 常にある |
| 問6 ご自身の老後の生活について、どの程度不安に感じていますか。（○は1つだけ）
1. 全く不安に感じない 2. あまり不安に感じない 3. どちらともいえない
4. 少し不安に感じる 5. とても不安に感じる |

インタビューの質問項目（案）は次の通り。

- | |
|---|
| 1 基本的なプロフィールについて確認させてください。
名前、年齢、住所、出身、居住歴、など。 |
| 2 現在のお仕事について教えてください。
雇用形態、これまでの仕事、など。 |

³ 事前に質問項目をある程度決めておき、インタビューの流れに応じて適宜質問を変更する方法。

3 いつからひとり暮らしをしていますか。

ひとり暮らしになった経緯、ひとり暮らしをどう感じているか、結婚についての考え方、など。

4 平日・休日はどのように過ごされていますか。

趣味、現在の居住地の住み心地、など。

5 暮らし向きについて教えてください。

これまでの暮らし向き、今後の暮らし向きの展望、食事、住宅、など。

6 ご家族について教えてください。

親・きょうだいの居住地、親・きょうだいとの連絡頻度、親の介護について、など。

7 親しくしているご友人について教えてください。

友人の居住地、友人との連絡頻度、自身に緊急事態が起きた場合、など。

8 老後はどのような生活を送るつもりでいますか。

不安に思う事柄（収入源、住居、健康、介護、など）、老後に備えていること、など。

インタビューの実施に際して、次のような倫理的配慮を行う（インタビューの依頼文書に記載し、インタビュー当日にも確認する）。

- ・インタビューへの協力は自由意志に基づき、協力しないことで不利益を被ることはない。
- ・インタビューに応じた場合でも、答えたくない質問を拒否したり、途中でインタビューをとりやめたりすることができる。それにより不利益を被ることはない。
- ・インタビューで語られた内容を報告書に掲載する場合、名前は仮名とし、匿名性を確保する。個人の特定につながるような情報は掲載しない。
- ・インタビュー内容を報告書に掲載する際は、事前に本人から文章の確認を得る。削除・修正の要望に応じ、本人が同意しない内容は掲載しない。
- ・インタビューの録音を行う際は、事前に許可を得る。
- ・インタビュー内容の書き起こしのテキストからは、個人の名前をすべて削除する。
- ・録音、書き起こしなどの個人情報を含む電子データは、パスワードで保護した上で、厳重に保管する。5年間の保存期間の終了後、確実に廃棄する。

4. スケジュール

4～6月	7～10月	11～12月	1～3月
調査準備	調査実施・分析	報告書執筆	報告書校正・発行
・ 郵送作業 ・ 質問項目等検討	・ 日程等調整 ・ 随時分析	・ インタビューー確認	

豊中市に住む女性の就労に関する調査研究

1. 調査研究の背景にあるテーマと目的

現在、わが国ではワーク・ライフ・バランスの推進が重要な課題となっている。その実現のためには、育児休業制度などの仕事と家庭の両立支援制度や保育所の整備に加え、時間短労働などの労働環境の弾力化が求められている。

特に、女性の場合、正社員として働いていても、結婚や出産を機に退職することが多く、再び職に就くにはパート等の非正規社員しか選択の余地がないことが多い。実際、30歳～64歳の雇用されている人のうち、男性の非正規雇用者は14.5%、女性は58.6%であり(総務省『平成29年労働力調査』)、男女間で比べると女性の非正規雇用率が高いことが分かる。

多くの女性が結婚や出産後、正社員として働き続けることができないことの背景には、家庭と仕事の両立の難しさがあるとされている。長時間勤務か短時間勤務かという二者択一的な状況(労働政策研究・研修機構、(2010))になる中、両立のために短時間勤務を短くした働き方を選ぶことを余儀なくされ、そのことが多くの子育て期の女性の非正規雇用に結びついていると考えられる。

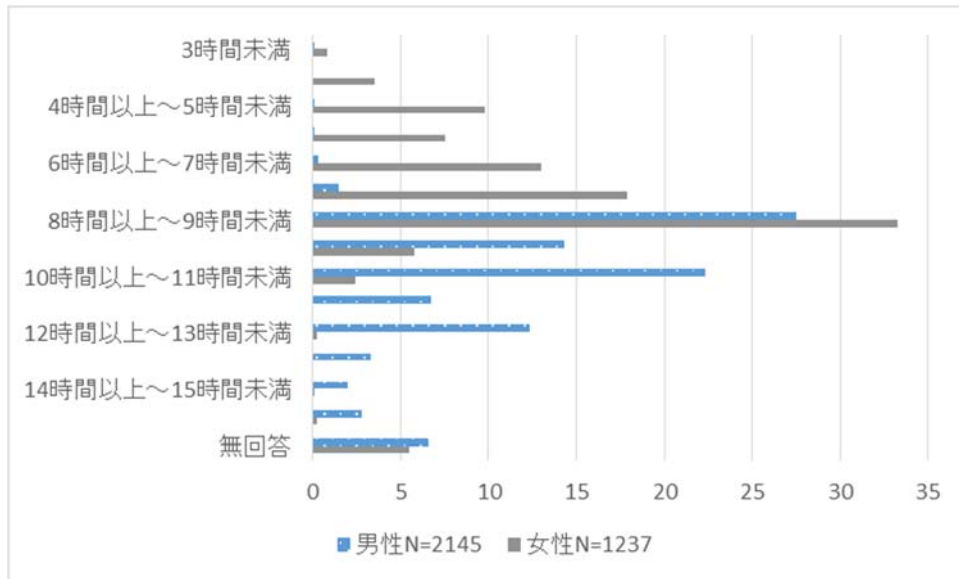
このようなことを背景に本研究では、30歳～59歳までの女性に対してアンケート調査を行い、この結果をもとに、30歳～59歳の女性が自らの働き方をどのように認識し、ワーク・ライフ・バランスの実現のためにどのような働き方を望んでいるかについて考えていく。

2. 国勢調査等に基づく豊中市に住む女性の就業について

- ・ 15歳以上の女性の就業者数：平成12年 73,206人→平成27年 76,733人
(15歳以上の男性の就業者数：平成12年 114,557人→平成27年 98,631人)
- ・ 30～40歳代の労働力率：平成17年 57.8%→平成27年 61.7%
- ・ 平成29年常用労働者の1人平均現金給与額：男性 475,658円、女性 246,055円

3. 「平成 30 年豊中市子育て・子育て支援に関するニーズ等調査結果報告書」

・就学前児童のいる家庭の就労時間



・パート・アルバイトで働いている人の正社員への転換希望

就学前児童のいる家庭の女性で 42.9%、小学生のいる家庭の女性で 34.7%

・就学前児童のいる家庭の女性で調査時点において働いていない人の就労形態希望

正社員 10.4%、パート・アルバイト 71.8%、希望する就労日数の最多は 3 日 (38.9%)、希望する就労時間の最多は 4 時間～5 時間 (25.9%)

・就労希望がありながら働いていない理由(就学前児童のいる女性、複数回答可)

「子育てしながら働ける適当な場がない」 48.1%、「今は、子育てに専念したい」 33.1%、「保育料が家計の負担」 32.3%

・就労希望がありながら働いていない理由(小学生のいる女性、複数回答可)

「子育てしながら働ける適当な場がない」 42.9%、「今は、子育てに専念したい」 35.3%、「配偶者・パートナーの育児・家事への協力が得られない」 15.3%

・育児休業をとらずに離職した理由(就学前児童のいる女性、複数回答可)

「子育てに専念したい」 15.4%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」 12.6%、「育児休業の制度がなかった」 12.1%

・家事について(平日)

就学前児童のいる家庭：男性「1 時間未満」 66.2%、女性「3 時間～4 時間」 25.6%

・親の介護は誰がするか：「自分自身」と回答、男性 41.6%、女性 59.0%

4. とよなか都市創造研究所の研究結果

(1) 単身世帯の研究のアンケート結果(平成 30 年度研究)

・「現在の仕事内容に満足している、どちらかといえば満足している」：女性の正規雇用者 63.4%、女性の非正規雇用者 66.1%

・「現在の仕事の収入に満足している、ある程度満足している」女性の正規雇用者 46.1%、女性の非正規雇用者 36.9%

・女性で初職は正規社員(N=988)だったが、現在非正規雇用者は 444 人(44.9%)、専業主婦は 241 人(19.2%)

(2) 幸福に関する調査研究のアンケート結果(平成 29 年度研究)

・ 30 歳から 59 歳までの女性の幸福度：正社員平均 6.48、非正規社員 6.39

・ 30 歳から 59 歳までの女性の現在の生活水準：正社員 5.28、非正規社員 4.43

5. 問いの設定

- ① 正規労働と非正規労働との間に子育てなどでどのような違いがあるのか
 - ② 未婚者・離死別者と既婚者の間に就業意識等の差があるのか
 - ③ 豊中市の女性は非正規社員として勤務することを望んでいるのか
 - ④ 非正規職シングルの女性はどのような問題を抱えているのか
 - ⑤ 女性のワーク・ライフ・バランスの両立のためにどのような政策が望ましいのか
 - ⑥ 女性が働きやすい職場環境の実現にはどのような政策が望ましいのか
- これらの問いを明らかにするため、夏にアンケート調査を実施予定。

6. スケジュール

4-6 月	7-9 月	10-12 月	1-3 月
研究計画の検討 アンケート案の作成	アンケートの実施	アンケートの分析 報告書の作成	研究報告書の作成・ 発行

参考文献・資料

- ・ 総務省『平成 29 年労働力調査』
- ・ 労働政策研究・研修機構(2010)『女性の働き方と出産・育児期の就業継続—就業継続プロセスの支援と就業継続意欲を高める職場づくりの課題—』

政策形成における自治体シンクタンクの役割に関する調査研究 -とよなか都市創造研究所の事例を中心に-

1. 調査研究の目的

少子高齢化や情報技術の発展により複雑化する地域課題に対処するため、今日の自治体職員にとって、戦略的な政策立案に資する政策形成能力の向上は喫緊の課題となっている。このような課題に対応する方策の一つとして、自治体が組織の内外に、「自治体シンクタンク」と呼ばれる調査研究機関を設置する動きが、90年代から広がっている。

とよなか都市創造研究所（以下「本研究所」という。）は、2007年に、豊中市が市の内部組織として設置した自治体シンクタンクである。1997年に、前身の豊中市政研究所が市の外郭団体として設置されてから約20年が経過した今、そのあり方を振り返り、課題を整理するとともに、今後の役割を検討する必要がある。

自治体シンクタンクの重要な役割の一つとして、いかに研究成果を自治体の政策へ反映させるかという点が挙げられる。本研究所の設置目的は、中長期的な視点に立った都市政策に関する調査研究を行うことであることをふまえ、本研究では、「本研究所の調査研究が豊中市の政策に反映されてきたか」という問題意識のもと、本研究所のこれまでの活動を検証し、今後の果たすべき役割への視点について論じたい。

2. 調査研究の構成

2年研究の1年めである昨年度は、主に、文献調査を中心に、自治体シンクタンクが設置された背景及び本研究所の沿革、並びに本研究所のこれまでの調査研究内容を整理した。

2年めである本年度は、文献調査及び本市職員への聞き取りを中心に、本研究所の調査研究が政策に反映されてきたかどうかを検証する。また、検証をふまえ、今後の役割について検討する。

3. 報告書の構成案

第1章で、研究目的及び問題意識を述べ、第2章で自治体シンクタンク及び本研究所の活動を俯瞰する。第3章で本研究所の調査研究が豊中市の政策に反映されてきたかという視点で活動検証を行う。第4章で、活動検証の結果をふまえ、豊中市の政策形成における本研究所の役割について論じる。

なお、補論として、全国の自治体シンクタンクの交流の場である「第7回自治体シンクタンク研究交流会議」（開催日：2019年11月8日、9日・開催市：豊中市）における議論及び本研究所の過去の在籍者による座談会での議論を報告する予定である。

4. 各章の概要

章	概要	備考
第1章 はじめに	・研究の目的、問題意識	
第2章 自治体シンクタンクとは	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体シンクタンクの定義、設置理由 ・自治体シンクタンク研究交流会議での議論 ・本研究所の沿革と取り組み内容 ・全国のシンクタンクと本研究所との規模・取り組みなどの比較を通じて、本研究所の置かれた相対的なポジションを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体シンクタンクの規模・取り組みは「都市シンクタンクカルテ」(日本都市センター)を用いて調査する。
第3章 活動検証	<ul style="list-style-type: none"> ・文献調査及び本市職員への聞き取りを通じて、本研究所の調査研究が豊中市の政策に反映されてきたかという点について、1年め研究で整理した内容を、さらに深掘りし検証を進める。 ・これまでの研究テーマを性質ごとに分類し、テーマの設定理由、活用状況、研究成果の情報発信の仕方などの視点で考察を進める予定である。 ・本研究所の調査研究を政策へ反映するプロセスや、政策反映における課題などを明らかにし、今後の役割を考える上での検討材料としたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の本研究所在籍者、研究に関わった担当者を対象とした聞き取りを今年度上半期に実施する。 ・別途、過去の本研究所在籍者による活動検証に関する座談会を予定。
第4章 今後に向けた視点	・1章から3章までを振り返り、今後に向けた視点を示す。	・自治体シンクタンク研究交流会議での議論や他市事例もふまえて考察を進める。

5. スケジュール

4～6月	7～10月	11～12月	1～3月
研究準備・基礎調査 <ul style="list-style-type: none"> ・研究テーマの分類、自治体シンクタンクの規模・取り組みの整理 ・職員への聞き取り項目の検討 	活動検証 <ul style="list-style-type: none"> ・職員への聞き取りの実施、座談会の開催 ・自治体シンクタンク研究交流会議における過去の議論を整理 ・他市事例調査 	報告書執筆 <ul style="list-style-type: none"> ・第7回自治体シンクタンク研究交流会議での議論を整理 	報告書校正 <ul style="list-style-type: none"> ・発行

(参考) これまでの研究と施策や計画策定等への反映(平成25年度から平成30年度までを抜粋)

	研究テーマ	施策や計画策定等への反映
平成25年度	豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究Ⅲ	豊中ブランド戦略策定のための基礎資料
	道路整備に伴う居住者特性の変化の調査 ～庄内駅西部地区を事例として～	都市更新の影響調査に関わる参考資料
	少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究Ⅱ	第3次豊中市総合計画推進の基礎資料
平成26年度	豊中市の財政構造に関する調査研究	豊中市公共施設等総合管理計画の参考資料
	豊中市・沖縄市の都市間交流の新たな展開に関する調査・研究	兄弟都市提携40周年記念事業
	少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究Ⅲ	第4次豊中市総合計画策定の基礎資料、人口ビジョンの基礎資料
平成27年度	豊中市の財政構造に関する調査研究Ⅱ	豊中市公共施設等総合管理計画の参考資料
	総合計画等の見直しにかかる基礎調査	第4次豊中市総合計画・第2次豊中市都市計画マスタープランの策定の基礎資料
平成28年度	南部地域の活性化に向けた調査研究	豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略の「南部地域プロジェクト」推進の資料
	豊中市の地域経済構造分析に関する調査研究	豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略関連の調査・研究資料
	公共データの活用のあり方に関する調査研究	情報化アクションプランの参考資料
平成29年度	南部地域の活性化に向けた調査研究Ⅱ	「豊中市南部地域活性化構想」推進の基礎資料
	豊中市民の生活の質に関する調査研究	第4次豊中市総合計画における分野別計画推進の基礎資料
平成30年度	豊中市の単身世帯の生活に関する調査研究	健康福祉の各分野計画推進の基礎資料
	豊中市の地域自治組織に関する調査研究	地域自治システム推進の基礎資料
	とよなか都市創造研究所の活動検証と自治体シンクタンクのあり方に関する調査研究(中間報告)	研究所の活動検証と第7回自治体シンクタンク研究交流会議企画の資料

機関誌「TOYONAKA ビジョン 22 vol.23」について

1. 機関誌 TOYONAKA ビジョン 22 の目的

都市政策に関するデータや情報について、TOYONAKA ビジョン 22 を通じて発信、提供することにより、都市に関する問題や市の抱える様々な課題などについて、市民や職員の認識を深め、市行政の運営や調査研究活動に対する理解と協力を啓発することを目的とする。

2. 令和元年度機関誌の企画

(1) 編集アドバイザー(監修予定): 肥塚 浩教授(立命館大学大学院経営管理研究科)

(2) 内容

1) 特集

自治体版 SDGs	
背景	<p>SDGs に対する関心が高まっているが、まだ多くの人々が SDGs の存在を認識し始めている段階で、その本質はどのようなものであり、どのように使えばよいのかを模索している段階であると考えられる。</p> <p>こうしたことを踏まえて、本特集では、まず SDGs とは何か、ということ概要を概観し、自治体にとってその本質的に重要なことは新たなガバナンスの構築にあることを説明する。そのうえで、自治体は SDGs をどのように活用すればいいのかを検討することができる編集を行う。</p>
テーマ候補(仮題)	自治体版 SDGs
	福祉社会とまちづくり
	SDGs とまなびづくり
	SDGs 時代のまちづくりとパートナーシップ

2) トピックス

自治体シンクタンク研究交流会議@豊中	
テーマ候補	基調講演
	SDGs ゲーム

3. 編集スケジュール

6～7月	10月	11～12月	1月	2月
執筆依頼	原稿締切り ※10月中旬～ 下旬	校正作業	印刷製本	発行

[参考] 過去の特集テーマとトピックス

2018年度

特集：持続可能な地域共生社会

トピックス：まちづくりとしての地域包括ケアシステム

2017年度

特集：子ども・若者の学びと育ちを支える

トピックス：子どもの学びと育ちを支える企業

2016年度

特集：地域公共人材

トピックス：地域の人材づくり

2015年度

特集：これからの産官学の連携

トピックス：豊中市内の大学の地域連携

2014年度

特集：都市の更新とこれからのまちなか政策

トピックス：豊中に住むということ

2013年度

特集：都市の地域ブランド戦略

トピックス：様々な主体による活力・魅力向上の取り組み

とよなか地域創生塾の概要

1. 平成 30 年度（2018 年度）活動報告

(1) 受講者

23 名（うち 3 名は仕事などの理由により途中退塾。修了者（15 回出席者）15 名）

(2) 期間

平成 30 年 5 月 26 日（土）～平成 31 年 2 月 23 日（土）

(3) カリキュラム

基礎編 5 回、企画づくり編 8 回、リノベ編 3 回、理論編 4 回 合計 20 回

(4) 修了後の活動等について

① カリキュラム最後に塾生対象に実施したアンケートより（回答 16 人）

既に活動している			今後活動を予定		
役立っている	多少役立っている	役立っていない	役立ちそう	多少役立ちそう	役立ちそうにない
7	1	0	5	1	0

（「未定」または空欄回答 5 件、重複回答 3 件）

② ヒアリング等より（令和元年 5 月 31 日現在）

（実績・活動）

- ・塾のグループ・活動を元に団体を結成し、市民活動情報サロンに登録（4 団体／8 人）
- ・うち豊中市市民公益活動推進助成金に申請・採択（2 団体／4 人）
- ・リノベーションした拠点を使って子ども食堂に高齢者や障害児・者を含めた事業を定期開催
- ・執行機関の附属機関の市民委員に応募（4 人）うち 2 人が就任

（意向・予定）

- ・塾のグループを継続予定（2 グループ／5 人）

2. 令和元年度（2019 年度）概要

(1) 募集説明会の実施（23 名参加）

- ① 4 月 13 日（土）14 時～15 時 30 分 参加者数：18 人
- ② 4 月 17 日（水）19 時～20 時 30 分 参加者数：6 人（うち 1 人は①と重複）

※ 募集説明会への参加を入塾申込みの条件としたため、上記の日程に参加できなかった人には、個別に説明会を実施。4 人参加。

(2) 募集期間：4月13日（土）～4月22日（月）

(3) 申込者 20人

(内訳) (人)

	男性	女性	計
10歳代	1		1
20歳代		3	3
30歳代	2	3	5
40歳代	2	3	5
50歳代	2	1	3
60歳代	2		2
70歳代	1		1
計	10	10	20

市内在住者：16人、市外在住者：4人

(4) 受講料：26,000円（学生半額：3名）

(5) 会場：豊中市教育センター ほか

(6) カリキュラム

基礎編(5回)・企画づくり編(7回)・調査編(2回)リノベ編(2回) 計16回…塾生のみ
理論編(3回)・調査編(1回) 計4回…公開講座(無料)として実施。一般参加可

(7) 組織体制

